

防鳥用ネット貸与申請書

平成30年11月30日

木津川市長 宛て

木津川市防鳥用ネットの貸与及び譲渡に関する要綱及び裏面の留意事項を遵守のうえ、同要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

【行政地域等の名称】 木津川市〇〇自治会			
【代表者の氏名】 ▲▲ ■■ 印		【代表者の住所等】 〒619-0280 木津川市木津南垣外110-9 (電話番号 0774 - 75 - 1215)	
【防鳥用ネットの貸与を希望する拠点】 ※5つを超える場合、別紙(任意様式)を添付。			
番号	所在(目標物)	用具	利用世帯数
1	木津川市 木津南垣外〇〇-△ (●●宅前)	大・小	5世帯
2	木津川市 木津南垣外〇〇-□ (◆◆公園角)	大・小	8世帯
3	木津川市	小	世帯
4	木津川市	小	世帯
5	木津川市	大・小	世帯
計 2 箇所		大 1 枚、小 1 枚	13世帯
【その他特記事項】			

大：3m×4m (45ℓのごみ袋が40個程度収まります。)
小：2m×3m (45ℓのごみ袋が20個程度収まります。)

これより下は、記載しないでください

受付印	担当者名	確認事項
		<input type="checkbox"/> 代表者の本人確認 <input type="checkbox"/> 留意事項の説明 <input type="checkbox"/> 過去3年以内の貸与実績(受付後の審査)

留意事項

《貸与の要件》

- 用具は、3世帯以上が利用する拠点で使用する。
- この申請に係る用具の貸与を希望する拠点で使用するため、過去3年度間に用具の貸与を受けていないこと。
- 貸与を受けた用具及び当該用具を使用する拠点は、申請者及び当該拠点の利用者が協力して適正に管理すること。
- 貸与を受けた用具は、カラス等によるごみの飛散を防止するために利用すること。
- 貸与を受けた用具の補修等が生じた場合、申請者及び当該拠点の利用者がその費用を負担すること。

《用具の譲渡について》

用具を受領した日から1年を経過するまでに返還の届出がないときは、貸与した用具は申請者へ譲渡されます。

用具の譲渡を受けた場合、次の事項を遵守します。

- 譲渡を受けた用具は、引き続きカラス等によるごみの飛散を防止するために利用すること。
- 譲渡を受けた用具を他者に譲渡及び売却しないこと。
- 譲渡を受けた用具が不要になった場合は、申請者が責任をもって処分すること。(用具は「可燃ごみ」として処分してください。)

《市の免責》

- 用具の使用に起因して生じた事故及び損害については、市は責任を負いません。